

認知症 私が、家族が、 になる前にできること



NHK『クローズアップ現代』にも取り上げられ
話題となっている任意後見制度や遺言について
専門家が詳しく説明いたします！

このようなこと…考えたことはありませんか？

- ☑ 引退後は誰が自分の世話をしてくれるのだろうか？
- ☑ もしものときは長女に面倒を見てほしいけど…
- ☑ 家族に迷惑を掛けたくないが…
- ☑ 土地と家は長男に残したい！
- ☑ 遺言ってどうやって書いたらいいのかわからない…

後見制度という制度自体が存在することをご存じの方は多いですが、その制度の内容を理解している方は少ないのが現状です。認知症になった後に家族を後見人に指定することができません。制度をしっかりと理解し、もしものことが起こる前に対策しておくことこそが、経営にとって、残される家族にとって、大切なことだと思います。任意後見制度で、大切なものを守るための方法を解りやすく解説いたします。



勝司法書士法人
横浜営業所長
おきやま こうじ
興山 幸治

日時 2019年 **11月21日(木)**
16:00~18:00
会場 横浜総合事務所セミナールーム
参加費 5,000円
主催 TEAMyoko-so

●第1部 講演会

対象者：経営者、経営幹部、後継者
定員：50人(定員になり次第締め切ります)

●第2部 異業種交流懇親会(自由参加)

簡単な軽食とお酒、ソフトドリンクをご用意致します
参加費無料ですのでぜひご参加ください！



このまま F A X でお流しください

FAX : 045-641-2506

お
申
込
み

フリガナ		1部のみ参加	1部・2部参加
御社名		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
参加者			
ご住所			
ご連絡先	Tel	Fax	
	メールアドレス:		

申込受付票・受講票はメールにて送付いたします。メールアドレスをお持ちでない方には郵送でお送りいたします。